

2008年7月9日 全17頁

## 法律・制度 Monthly Review 2008.6

制度調査部  
鳥毛 拓馬

## 法律・制度の新しい動き

## [要約]

- 2008年6月の法律制度関係の主な出来事と、6月中に制度調査部が作成・公表したレポート(一部、資本市場調査本部情報を含む)等を一覧にまとめた。
- 6月は、6日に、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した。また、企業会計基準委員会が「企業結合に関する会計基準(案)」等の公開草案を公表した(30日)、ことなどが話題になった。
- 制度調査部では、こうした法律、制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

## ◀ 目 次 ▶

○6月の制度調査部情報一覧	1
○6月中の法律制度関係の主な出来事	4
○今月のトピック	
金商法改正法、成立	5
5月までに見る株主総会に関する出来事	6
○レポート要約集	9
○掲載された雑誌・新聞記事	17

## ◇6月の制度調査部情報(一部、資本市場調査本部情報を含む)一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
2日	ドバイ国際金融センター、日本へ調査団を！ <今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月2日)>	吉川 満 鈴木 利光	その他法律	P. 1
3日	東証はコーポレート・ガバナンス改善をメインに！ <今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月3日)>	吉川 満 鈴木 利光	その他法律	P. 2
4日	株主提案の2008年の事例－2 ～今年の株主総会に関する出来事－5～	堀内 勇世	会社法	P. 7
	東証の08年度上場制度整備 ～東証上場制度総合整備プログラム～	横山 淳	証券取引法	P. 3

5日	葉玉弁護士の「株主の為の買収防衛策」 ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月5日)＞	吉川 満 鈴木 利光	その他法律	P. 2
6日	首相問責決議案、民主党11日提出予定！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月6日)＞	吉川 満 鈴木 利光	その他法律	P. 1
	オッターヴァで聞く、証券市場の焦点 No. 59 ＜ラヂオ局オッターヴァ【毎朝8時頃から3分間】＞	吉川 満	その他法律	P. 1
	金商法改正法、成立 ～2008年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	証券取引法	P. 3
	英文開示の対象拡大	横山 淳	証券取引法	P. 9
9日	官民共同ファンド目指すイノベーション創造機構！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月9日)＞	吉川 満 鳥毛 拓馬	その他法律	P. 1
10日	『低炭素社会・日本』目指し福田ビジョン発表！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月10日)＞	吉川 満 鳥毛 拓馬	その他法律	P. 2
11日	首相問責案、本日国会提出見込み！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」6月11日＞	吉川 満 鈴木 利光	その他法律	P. 1
	サブプライム問題後の新秩序はどこに向かうか ＜米国の格付機関法施行から読み解く＞	吉川 満	金融制度	P. 5
12日	米国CFTC、商品先物市場調査の動き急！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」6月12日＞	吉川 満 鳥毛 拓馬	その他法律	P. 2
	相場操縦等に対する課徴金強化 ～2008年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	証券取引法	P. 9
13日	企業価値研究会、「買収防衛策の在り方」報告を発表！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」6月13日＞	吉川 満 鳥毛 拓馬	その他法律	P. 1
16日	株券電子化に伴う一時的な業務中断日程決まる ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」6月16日＞	吉川 満 鳥毛 拓馬	その他法律	P. 1
	オッターヴァで聞く、証券市場の焦点 No. 60 ＜ラヂオ局オッターヴァ【毎朝8時頃から3分間】＞	吉川 満	その他法律	P. 6
	株式市場活性化策 ＜ポスト証券化金融商品問題＞	吉川 満	金融制度	P. 3
17日	ミニTOPIX先物取引等の上場！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」6月17日＞	吉川 満 鈴木 利光	その他法律	P. 1
	開示義務違反に対する課徴金強化 ～2008年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	証券取引法	P. 5
18日	東シナ海ガス田、今日にも決着か？ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」6月18日＞	吉川 満 鈴木 利光	その他法律	P. 2
19日	洞爺湖サミット近づく！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」6月19日＞	吉川 満 鈴木 利光	その他法律	P. 1
20日	米中戦略的経済対話閉幕！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」6月20日＞	吉川 満 鈴木 利光	その他法律	P. 2
	オッターヴァで聞く、証券市場の焦点 No. 61 ＜ラヂオ局オッターヴァ【毎朝8時頃から3分間】＞	吉川 満	その他法律	P. 6
	株主提案の2008年の事例－3 ～今年の株主総会に関する出来事－6～	堀内 勇世	会社法	P. 8
23日	通常国会閉幕、焦点は内閣改造、解散・総選挙へ！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」6月23日＞	吉川 満 鳥毛 拓馬	その他法律	P. 2

	5月までに見る株主総会に関する出来事 ～今年の株主総会に関する出来事～7～	堀内 勇世	会社法	P. 5
24日	IMF ミッションの確認スピーチ！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」6月24日＞	吉川 満 鳥毛 拓馬	その他法律	P. 2
25日	ソブリン投資の規制のフレームワーク ＜米国上院銀行・住宅・都市問題委員会におけるエチオピス・タファラ氏の証言＞	吉川 満	金融制度	P. 6
	訂正命令が行われた開示書類の縦覧制限 ～2008年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	証券取引法	P. 2
26日	オバマ氏VS. マケイン氏、オバマ氏がリード！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」6月26日＞	吉川 満 鳥毛 拓馬	その他法律	P. 1
27日	Jパワー、株主総会乗り切る！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」6月27日＞	吉川 満 金本 悠希	その他法律	P. 2
	オッターヴァで聞く、証券市場の焦点 No. 62 ＜ラヂオ局オッターヴァ【毎朝8時頃から3分間】＞	吉川 満	その他法律	P. 6
	株式取得の事前届出制の導入など(案) ～独占禁止法等改正案について～6～	堀内 勇世	その他法律	P. 6
	株券電子化下の株主確認(情報提供請求) ～株券ペーパーレス化レポートNo. 34～	横山 淳	会社法	P. 6
	金融商品取引所による排出権取引市場開設の解禁 ～2008年金商法改正関連シリーズ～	金本 悠希	証券取引法	P. 4
	銀行・証券会社等の利益相反の管理に関する改正法 ～2008年金商法改正関連シリーズ～	金本 悠希	証券取引法	P. 7
	ファイアーウォール規制の見直しに関する改正法 ～2008年金商法改正関連シリーズ～	金本 悠希	証券取引法	P. 5
	銀行等の業務範囲を拡大する改正法 ～2008年金商法改正関連シリーズ～	金本 悠希	証券取引法	P. 4
	ETFの多様化のための改正法 ～2008年金商法改正関連シリーズ～	金本 悠希	証券取引法	P. 5
	30日	世界のM&A市場、規模縮小！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」6月30日＞	吉川 満 鈴木 利光	その他法律
	ベンチャーキャピタルの投資先の連結指針公表 ～連結対象外とするための要件～	吉井 一洋	会計	P. 2
	保険法の成立	堀内 勇世	金融制度	P. 6

## ◇ 2008 年 6 月中の法律制度関係の主な出来事

日付	出来事
3(火)	◇金融庁、「平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係る重点審査について」を公表。
4(水)	◇国際会計基準委員会財団 (IASCF) のヘリット・ザルム評議員会議長、(財)財務会計基準機構で記者会見を開催。「日本に IFRS (国際財務報告基準) のアドプション(採用)を希望」とともに、「2013 年には日米両国ともに会計基準設定は不要となる」という見解を示す。
5(木)	◇国税庁、「移転価格事務運営要領」(事務運営指針)の一部を改正する案を公表。 ◇日本証券業協会、持株制度に関するガイドラインの改正を公表。
6(金)	◇金融庁、平成 21 年 3 月期に係る第 1 四半期報告書から XBRL 形式による財務諸表作成の義務付けに対応した財務諸表等規則等を改正する内閣府令を公布。 ◇金融庁、国内金融機関が米国の低所得者向け高金利住宅ローン問題で被った証券化商品の損失額が今年 3 月末時点で 2 兆 4360 億円となったと発表。 ◇金融商品取引法等改正案、参議院本会議で可決・成立。 ◇東京証券取引所、平成 20 年 3 月期決算会社に係る定時株主総会開催日の集計結果を公表。
9(月)	◇金融庁、証券監督者国際機構 (IOSCO) による「ストラクチャード・ファイナンス市場における信用格付機関の役割に関する報告書」の公表について案内。
12(木)	◇金融庁、企業会計基準委員会が公表した金融商品会計基準、工事契約会計基準、資産除去債務会計基準に対応した「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」を公表。 ◇金融庁、サブプライムローン問題を扱った第二次報告書を公表。 ◇金融庁、金融市場戦略チームの「第二次報告書～『開かれた金融力のある国』を目指して」を公表。
13(金)	◇国税庁、「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)の趣旨説明について公表。 ◇信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公表。 ◇公正取引委員会、平成 19 年度における主要な企業結合事例について公表。
16(月)	◇経済産業省、「ファンド事例研究会報告書」の公表について～産業発展・経済成長に寄与するファンドに向けて～を公表。 ◇東京証券取引所、最低売買単位を TOPIX(東証株価指数)先物の 10 分の 1 とした「ミニ TOPIX 先物」を上場。
17(火)	◇東京証券取引所、決算短信・四半期開示の様式・記載要領を更新。
24(火)	◇金融庁、「内部統制報告制度に関する Q&A」の追加について、を公表。
25(水)	◇経済産業省、「競争法の国際的な執行に関する研究会中間報告」を公表。
26(木)	◇経済産業省、2013 年以降の温暖化ガス削減の枠組み(ポスト京都議定書)にあわせて導入を検討している国内排出量取引の制度案を発表。
27(金)	◇金融庁、恒久的施設 (PE) に係る「参考事例集」・「Q&A」を公表。 ◇金融庁、昨年 12 月にまとめた市場強化プランの進捗状況を発表。
30(月)	◇東京証券取引所、金価格に連動する上場投資信託 (ETF) を上場。 ◇日本公認会計士協会、平成 21 年度税制改正意見・要望書を公表。 ◇企業会計基準委員会、企業会計基準公開草案第 31 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準(案)」、企業会計基準適用指針公開草案第 30 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針(案)」を公表。 ◇企業会計基準委員会、企業会計基準公開草案第 26 号「企業結合に関する会計基準(案)」等を公表。 ◇経済産業省、「企業価値研究会報告書－近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方－」を公表。

## ◇今月のトピックその1 金商法改正法、成立

### ●金商法改正法の重要ポイント

#### 1. いわゆるプロ向け市場の創設

◇参加者を特定投資家に限定したプロ向け市場(「特定取引所金融商品市場」)を創設する。

◇いわゆるプロ向け銘柄(「特定投資家向け有価証券」)については、一般投資家への転売制限などを条件に、現行の開示規制は免除する。

◇プロ投資家への的確な情報提供を確保するために、次の情報提供などの枠組みを設ける。

- 取得勧誘時にその有価証券及びその発行者に関する情報(「特定証券情報」)の提供などを求める。
- 年1回以上の発行会社に関する情報(「発行者情報」)の提供などを求める。

#### 2. ETFの多様化

◇商品現物と交換可能な投資信託(「主として換価の容易な資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託」)を導入する。

#### 3. 銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し

◇証券会社や銀行等に対し、利益相反管理のための体制整備を法令上義務付ける。

◇証券会社・銀行間の役職員の兼職規制は撤廃する<sup>1</sup>。

#### 4. 課徴金制度の強化

◇課徴金の金額水準を引き上げる。

◇課徴金制度の対象に、新たに次の違反行為を追加する。

- 発行開示書類(有価証券届出書など)・継続開示書類(有価証券報告書など)の不提出
- 公開買付開始公告・公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出
- プロ向け銘柄についての虚偽のある情報提供(前記1. 参照)など
- 安定操作取引・仮装売買・馴合売買による相場操縦<sup>2</sup>

◇過去5年間に課徴金の対象となった者が再度違反した場合には、課徴金を1.5倍に加算する(加算制度)。

◇発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載、大量保有報告書の不提出、自己株式取得についてのインサイダー取引等について、当局の調査前に自ら申告した場合には、課徴金を半額とする(課徴金減算制度)。

◇課徴金の除斥期間<sup>3</sup>を5年に延長する(現行3年)。

#### 5. 金融商品取引所による排出権取引市場開設の解禁

◇金融商品取引所の業務範囲として、いわゆる排出権取引(「算定割合量に係る取引」)などを行う市場等の開設を認める。

<sup>1</sup> なお、金融審議会金融分科会第一部会報告で提言されていた法人顧客情報の共有制限緩和は、法成立後に整備されるものと見られる政省令で対応されるものと思われる。

<sup>2</sup> 現行の課徴金制度で規制対象となっているのは、相場を変動させるタイプの相場操縦行為である(金融商品取引法174条)。それに対して、新たに規制対象として追加が予定されているのは、相場を変動させるのではなく、相場を固定させたり、売買が活発であると他人に誤解させたりするタイプの相場操縦行為である。

<sup>3</sup> 違反行為が行われてから一定期間が経過した場合は、当局は審判手続開始の決定を行うことができない(つまり、課徴金を課すことができない)という制度のこと(金融商品取引法178条3~9項)。刑事訴訟における公訴時効に相当する。除斥期間が延長されれば、それだけ当局は、過去に遡って違反行為を摘発することができるようになる

## 6. 訂正命令を行う開示書類の縦覧制限

◇当局が訂正命令を行った開示書類について、その公表を停止することができる枠組みを導入する。

(→「金商法改正法、成立－2008年金商法改正関連シリーズ」(6.6) 横山 淳)

## ◇今月のトピックその2 5月までに見る株主総会に関する出来事

### ●会社提案議案が否決された事例

会社名	コード	事例	関連するプレスリリース (適時開示書類)
CFSコーポレーション	8229	【1月22日臨時総会】 特別決議である、会社提案の株式移転に関する議案に、イオンが反対し委任状勧誘などを行い、結果として否決された。	<CFSコーポレーション> 2008.1.11、2008.1.22 <イオン> 2007.12.17
アデランスホールディングス	8170	【5月29日総会】 普通決議である、会社提案の9名の取締役選任議案に対して、7名の議案が否決された。  (なお、昨年、いわゆる同族会社と思われるところで取締役選任議案の一部が否決された事例〔パトライト(非公開化により上場廃止)〕があった。)	<アデランスホールディングス> 2008.5.29
パイプドビッツ	3831	【5月29日総会】 特別決議である、会社提案の監査役会を設置するための定款変更議案が否決された。	<パイプドビッツ> 2008.5.30

●会社が議案を撤回等下事例(☆印は、適時開示書類(プレスリリース)に株主の反対を考慮した旨が記載されていたもの)

会社名	コード	事例	関連するプレスリリース (適時開示書類)
田崎真珠	7968	【1月25日総会】 定時株主総会に提出予定の、退任取締役に対する退職慰労金に関する議案を、1月23日に撤回し、公表した。退任する取締役全員から退職慰労金辞退の申し入れによる。	<田崎真珠> 2008.1.23

日本オプティカル ☆	2680	<p>【3月26日総会】</p> <p>定時株主総会に提出予定の、100%子会社の吸収合併の議案と準備金の額の減少等の議案を、3月26日に撤回し、公表した。</p> <p>「株主様並びに債権者様の一部より不同意のご意向を承り、当社はこれを真摯に受け止め、当社取締役会におきまして再度本議案について慎重に協議しました。」と記載されていた。</p>	<p>&lt;日本オプティカル&gt;</p> <p>2008. 3. 26</p>
やすらぎ	8919	<p>【4月11日総会】</p> <p>定時株主総会に提出予定の、取締役の員数を拡大する定款変更議案を、3月12日に撤回し、公表した。</p>	<p>&lt;やすらぎ&gt;</p> <p>2008. 2. 15、2008. 3. 12</p>
フォーバルクリエーティブ	2724	<p>【5月8日臨時総会】</p> <p>5月8日、臨時株主総会に提出予定の取締役選任議案の候補を4名から3名に変更した。本人の辞退によると記載されていた。</p>	<p>&lt;フォーバルクリエーティブ&gt;</p> <p>2008. 5. 8</p>
TRNコーポレーション ☆	3351	<p>【5月27日総会】</p> <p>5月23日、ストックオプション議案を撤回して、公表した。</p> <p>「株主の皆様から頂いた意見や昨今の株価の下落をうけ、今期における取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の発行を行わないことといたしました。」と記載されていた。</p>	<p>&lt;TRNコーポレーション&gt;</p> <p>2008. 5. 23</p>
ニューディール	4740	<p>【5月27日臨時総会】</p> <p>5月23日、取締役2名の選任議案を撤回して、公表した。「取締役選任として提示されていた条件につきまして、当社と候補者側の折り合いがつかなかったため」と記載されていた。</p>	<p>&lt;ニューディール&gt;</p> <p>2008. 5. 23</p>
ソフトバンク ☆	9984	<p>【6月25日総会】</p> <p>無議決権優先株式の発行を可能とする定款変更議案を、5月20日に撤回し、公表した。</p> <p>「株主の皆様から頂いた意見を参考に更に検討を重ねた結果、本株主総会への付議を取りやめることといたしました。」と記載されていた。</p>	<p>&lt;ソフトバンク&gt;</p> <p>2008. 5. 20</p>

		た。	
東理ホールディングス	5856	【6月27日総会】 5月27日に公表した商号変更に関する定款変更議案を、同月28日に撤回して、公表した。「営業政策上の観点からの再検討の結果、あらためて現在の商号を継続して使用することが相応しいと判断したためであります。」と記載されていた。	<東理ホールディングス> 2008.5.27、2008.5.28
オカモト	5122	【6月27日総会】 招集通知送付後、補欠監査役1名の選任議案を撤回し、公表した。候補者が辞退したことによる旨が記載されていた。	<オカモト> 2008.6.12

●株主により、株主総会招集請求がなされた事例。

会社名	コード	事例	関連するプレスリリース (適時開示書類)
NFKホールディングス	6494	個人株主が、株主総会招集請求権(会社法297条)を行使し、裁判所の許可を得て、2月に臨時株主総会を開催することになった。	<NFKホールディングス> 2007.12.25、2007.12.27 2008.01.28
ステラ・グループ	8206	個人株主が、ステラ・グループに対して、臨時株主総会の開催を請求した。 ステラ・グループは、内容が明確でないので対応できないとして、請求を否決した。	<ステラ・グループ> 2008.1.10、2008.1.24
大日本コンサルタント	9797	個人株主が、大日本コンサルタントに対して、臨時株主総会の開催を請求した。 (なお、その後の動きについては確認できていない)	<大日本コンサルタント> 2008.1.22
アーティストハウスホールディングス	3716	クオンツが、アーティストハウスホールディングスに対して、臨時株主総会の開催を請求した。アーティストハウスホールディングスは、この請求を受けて、開催を決定した。	<アーティストハウスホールディングス> 2008.3.3

(→「5月までに見る株主総会に関する出来事ー今年の株主総会に関する出来事ー7ー」(6.23)堀内 勇世)

## ◇レポート要約集

**【2日】****ドバイ国際金融センター、日本へ調査団を！**

＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月2日)＞

- ①2008年6月2日(月)朝刊、1日(日)朝刊、2008年5月31日(土)朝刊・夕刊、30日(金)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇ドバイ国際金融センター、日本へ調査団を！

**【3日】****東証はコーポレート・ガバナンス改善をメインに！**

＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月3日)＞

- ①2008年6月3日(火)朝刊、2008年6月2日(月)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇東証はコーポレート・ガバナンス改善をメインに！

**【4日】****株主提案の2008年の事例－2**

～今年の株主総会に関する出来事－5～

- ①2008年の株主総会でも、会社法の株主提案権が行使されている。
- ②発行会社のプレスリリース(適時開示書類)等より、気づいた事例を紹介する。
- ③動議形式のものを除く株主提案権が行使された発行会社は、確認できたもので14社となっている。田崎真珠、NFKホールディングス、ツノダ、アッカ・ネットワークス、アーティストハウスホールディングス、パイプドビッツ、ソニー、電源開発、日比谷総合設備、小野薬品工業、日本ハウズイング、プラコー、学習研究社、北沢産業である。
- ④動議形式の株主提案権が行使された発行会社は、確認できたもので2社となっている。アーティストハウスホールディングスとアライヴ コミュニティである。

**東証の08年度上場制度整備**

～東証上場制度総合整備プログラム～

- ①2008年5月27日、東証は「2008年度上場制度整備の対応について」を発表した。
- ②この中で、東証は2008年度の中心テーマとして「上場会社のコーポレート・ガバナンス向上」を掲げている。具体的な論点としては「大幅な希釈化を伴う新株式等の発行」や「横並び的に買収防衛策を導入するような状況」などを挙げている。
- ③また、上場制度総合整備プログラム2007のフォローアップを継続するとしている。具体的には、「プロ向け市場の創設」や「未公開企業の買収を目的として設立される特別な事業形態の会社などの上場」を検討課題として挙げている。

**【5日】****葉玉弁護士の「株主の為の買収防衛策」**

＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月5日)＞

- ①2008年6月5日(木)朝刊、4日(水)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇葉玉弁護士の「株主の為の買収防衛策」

**【6日】****首相問責決議案、民主党11日提出予定！**

＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月6日)＞

- ①2008年6月6日(金)朝刊、5日(木)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇首相問責決議案、民主党11日提出予定!

### オッターヴァで聞く、証券市場の焦点 No. 59 ～ラヂオ局オッターヴァ【毎朝8時頃から3分間】～

- ①オッターヴァで聞く、証券市場の焦点【6月2日(月)～6月6日(金)】
- ②各日のテーマは次の通り  
◇6月2日(月)～サマータイム導入の気運高まる!  
◇6月3日(火)～ドバイ国際金融センター、日本へ調査団派遣へ!  
◇6月4日(水)～コーポレート・ガバナンスの向上に取り組む東証!  
◇6月5日(木)～葉玉弁護士の「株主の為の買収防衛策」!  
◇6月6日(金)～オバマ対マケインに決まった大統領選!

### 金商法改正法、成立 ～2008年金商法改正関連シリーズ～

- ①2008年6月6日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した。
- ②これは、2007年12月の金融審議会報告を受けて、プロ向け市場の創設、ETFの多様化、銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し、課徴金制度の強化などを実現するものである。
- ③また、2008年1月に発生した虚偽の大量保有報告書の提出に関連して、当局が訂正命令を行った開示書類について、公表を停止することができる枠組みを導入することとしている。
- ④施行は、公布日から6ヶ月以内(ファイアーウォール規制の見直しは1年以内)の政令指定日とされている。

### 英文開示の対象拡大

- ①2008年5月30日、金融庁は外国会社による英文での継続開示の細目を定める内閣府令の改正を公布した。
- ②これは2005年の証券取引法(当時)改正を受けて、同年12月からいわゆる外国ETFについて適用が開始された英文開示について、外国会社などにまで対象を拡大するものである。
- ③併せて、英文開示をする場合の提出書類の詳細なども規定されている。
- ④施行日は2008年6月1日とされている。

### 【9日】

#### 官民共同ファンド目指すイノベーション創造機構!

<今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月9日)>

- ①2008年6月8日(日)朝刊、7日(土)朝刊・夕刊、6日(金)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇官民共同ファンド目指すイノベーション創造機構!

### 【10日】

#### 『低炭素社会・日本』目指し福田ビジョン発表!

<今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月10日)>

- ①2008年6月10日(火)朝刊、9日(月)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇『低炭素社会・日本』目指し福田ビジョン発表!

### 【11日】

#### 首相問責案、本日国会提出見込み!

<今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月11日)>

- ①2008年6月11日(水)朝刊、10日(火)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇首相問責案、本日国会提出見込み！

### サブプライム問題後の新秩序はどこに向かうか

＜米国の格付機関法施行から読み解く＞

- ①米国発の『サブプライム金融危機問題』は、『証券化金融商品問題』と呼称を変えた。価格下落する金融商品の範囲が拡大したためである。金融市場の混乱は実体経済にまで及び、いまだ経済がはつきり回復に向かうまでにはいたっていないが、ソブリン・ウェルス・ファンド、ヘッジ・ファンドをも取り込んだ大きな枠として回復を図っていく報告は、次第に明らかになりつつある。これからのよいよ、21世紀金融市場の夜明けが始まる。
- ②この原稿は、中央経済社の「旬刊 経理情報」6月20日号に掲載したものである。

### 【12日】

#### 米国CFTC、商品先物市場調査の動き急！

＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月12日)＞

- ①2008年6月12日(木)朝刊、11日(水)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇米国CFTC、商品先物市場調査の動き急！

#### 相場操縦等に対する課徴金強化

～2008年金商法改正関連シリーズ～

- ①2008年6月6日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した。その中には、課徴金制度の見直しに関する改正も盛り込まれている。
- ②改正法では、相場操縦に対する課徴金の金額水準を引き上げるとしている。具体的には、現在、違反行為後1ヶ月以内の反対売買による確定損益に基づいて算出していた部分を、未処分ポジションも含めて1ヶ月間の最高値(最安値)を基準に算出することとしている。
- ③加えて、仮装売買や違法な安定操作取引など相場を変動させることを前提としない相場操縦行為についても課徴金納付命令の対象とすることとしている。
- ④施行日は、(改正法の)公布日から6ヶ月以内の政令指定日が予定されている。

### 【13日】

#### 企業価値研究会、「買収防衛策の在り方」報告を発表！

＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月13日)＞

- ①2008年6月13日(金)朝刊、12日(木)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇企業価値研究会、「買収防衛策の在り方」報告最新案を発表！

### 【16日】

#### 株券電子化に伴う一時的な業務中断日程決まる

＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月16日)＞

- ①2008年6月16日(月)朝刊、15日(日)朝刊、14日(土)朝刊・夕刊、13日(金)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇株券電子化に伴う一時的な業務の中断の日程決まる

#### オッターヴァで聞く、証券市場の焦点 No.60

＜ラヂオ局オッターヴァ【毎朝8時頃から3分間】＞

- ①オッターヴァで聞く、証券市場の焦点【6月9日(月)～6月13日(金)】
- ②各日のテーマは次の通り

- ◇6月 9日(月)～民主党、首相問責決議を11日に国会提出へ！
- ◇6月 10日(火)～首相「イノベーション創造機構」を発表へ！
- ◇6月 11日(水)～首相「低炭素社会・日本を目指して」を発表！
- ◇6月 12日(木)～首相問責決議案提出される！
- ◇6月 13日(金)～米国 CFTC、先物指向の不正摘発に向け動き急！

## 株式市場活性化策

### ＜ポスト証券化金融商品問題＞

- ①米国の「証券金融商品問題」の長期化で株式市場は厳しい状況が続いている。
- ②こうした中で「ポスト証券化金融商品問題」に焦点をあてた株式市場活性化策をまとめてみた。
- ③このレポートは大和証券 SMBC から依頼され、活性化策をまとめたものである。

## 【17日】

### ミニ TOPIX 先物取引等の上場！

#### ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月17日)＞

- ①2008年6月17日(火)朝刊、16日(月)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。
- ◇ミニ TOPIX 先物取引等の上場！

## 開示義務違反に対する課徴金強化

### ～2008年金商法改正関連シリーズ～

- ① 2008年6月6日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した(同月13日公布)。その中には、課徴金制度の見直しに関する改正も盛り込まれている。
- ② 改正法では、虚偽の法定開示に対する課徴金の金額水準を引き上げるとしている。具体的には、有価証券報告書の虚偽記載の場合、600万円又は時価総額の10万分の6のいずれか高い金額とされている(改正前は300万円又は時価総額の10万分の3のいずれか高い金額)。
- ③ 加えて、法定開示書類の不提出も新たに課徴金の対象とされている。
- ④ 施行日は、(改正法の)公布日から6ヶ月以内の政令指定日が予定されている。なお、実際の適用については、継続開示書類の虚偽記載・不提出に関する改正の場合、施行日後に開始した事業年度についての継続開示書類から適用されるなど、一定の経過措置が設けられている。

## 【18日】

### 東シナ海ガス田、今日にも決着か？

#### ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月18日)＞

- ①2008年6月18日(水)朝刊、17日(火)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。
- ◇東シナ海ガス田、今日にも決着か？

## 【19日】

### 洞爺湖サミット近づく！

#### ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月19日)＞

- ①2008年6月19日(木)朝刊、18日(水)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。
- ◇洞爺湖サミット近づく！

## 【20日】

### 米中戦略的経済対話閉幕！

#### ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月20日)＞

- ①2008年6月20日(金)朝刊、19日(木)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇米中戦略的経済対話閉幕！

### オッターヴァで聞く、証券市場の焦点 No. 61 ＜ラヂオ局オッターヴァ【毎朝8時頃から3分間】＞

- ①オッターヴァで聞く、証券市場の焦点【6月16日(月)～6月20日(金)】
- ②各日のテーマは次の通り  
◇6月16日(月)～「ライツプランの慎重な発動求める」企業価値研究会報告！  
◇6月17日(火)～「株券電子化」1月5日施行の見込！  
◇6月18日(水)～ミニ先物取引、新種オプション・スタート！  
◇6月19日(木)～日中、東シナ海ガス田開発で合意！  
◇6月20日(金)～近づく北海道洞爺湖サミット！

### 株主提案の2008年の事例－3 ～今年の株主総会に関する出来事－6～

- ①2008年の株主総会でも、会社法の株主提案権が行使されている。
- ②発行会社のプレスリリース(適時開示書類)等より、気づいた事例を紹介する。
- ③動議形式のものを除く株主提案権が行使された発行会社は、確認できたもので20社となっている。  
2008年6月3日作成の「株主提案の2008年の事例－2」以後、TDF、東日本旅客鉄道(JR東日本)、東京電力、中部電力、東北電力、九州電力の事例が見つかった。
- ④ 動議形式の株主提案権が行使された発行会社は、確認できたもので2社となっている。アーティストハウスホールディングスとアライブコミュニティである。

### 【23日】

#### 通常国会閉幕、焦点は内閣改造、解散・総選挙へ！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月23日)＞

- ①2008年6月23日(月)朝刊、22日(日)朝刊、21日(土)朝刊・夕刊、20日(金)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇通常国会閉幕、焦点は内閣改造、解散・総選挙へ！

### 5月までに見る株主総会に関する出来事 ～今年の株主総会に関する出来事－7～

- ①2008年の株主総会をめぐっては、5月までにもいろいろな動きがある。
- ②発行会社のプレスリリース(適時開示書類)等より、気づいた事例を紹介する。
- ③会社提案否決の事例、会社が議案を撤回等した事例、株主総会招集請求権の事例を紹介する。
- ④例えば、会社提案否決の事例としては、CFSコーポレーション、アデランスホールディングス、パイロピッツの3社が見つかった。
- ⑤また、株主総会招集請求権の事例としては、NFKホールディングス、大日本コンサルタントなど4社が見つかった。

### 【24日】

#### IMFのミッションの確認スピーチ！ ＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月24日)＞

- ①2008年6月24日(火)朝刊、23日(月)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇IMFのミッションの確認スピーチ！

## 【25日】

## ソブリン投資の規制のフレームワーク

＜米国上院銀行・住宅・都市問題委員会におけるエチオピス・タファラ氏の証言＞

- ①本証言は米国上院でエチオピス・タファラ氏（SEC国際局のディレクター）が2008年4月24日に行ったものである。表題は「ソブリン投資の規制のフレームワーク」と付されている。
- ②本稿はこの証言の全文を翻訳したものである。
- ③なお、SECはこの証言を著作権を気にせずに使用することを認めている。
- ④日本がソブリン・ウェルス・ファンド導入を本格的に検討するならば、最近シンガポール、アブダビのソブリン・ウェルス・ファンド導入を決めた米国のこの証言は第一級の資料と言えよう。

## 訂正命令が行われた開示書類の縦覧制限

～2008年金商法改正関連シリーズ～

- ①2008年6月6日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した（同月13日公布）。その中には、訂正命令が行われた場合の開示書類の縦覧制限も盛り込まれている。
- ②これは、2008年1月に発生した虚偽の大量保有報告書の提出に関連して、当局が訂正命令を行った開示書類について、公表を停止することができる枠組みを導入するものである。
- ③施行は、公布日から6ヶ月以内の政令指定日とされている。

## 【26日】

## オバマ氏VS. マケイン氏、オバマ氏がリード！

＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月26日)＞

- ①2008年6月26日(木)朝刊、25日(水)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇オバマ氏VS. マケイン氏、オバマ氏がリード！

## 【27日】

## Jパワー、株主総会乗り切る！

＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月27日)＞

- ①2008年6月27日(金)朝刊、26日(木)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇Jパワー、株主総会乗り切る！

## オッターヴァで聞く、証券市場の焦点 No. 62

＜ラヂオ局オッターヴァ【毎朝8時頃から3分間】＞

- ①オッターヴァで聞く、証券市場の焦点【6月23日(月)～6月27日(金)】
- ②各日のテーマは次の通り  
◇6月23日(月)～米中戦略経済対話、閉幕！  
◇6月24日(火)～通常国会閉幕！  
◇6月25日(水)～IMF、米国に協議報告書を発表！  
◇6月26日(木)～オバマVS. マケイン、オバマがリード！  
◇6月27日(金)～中国、インド、温暖化防止に前向きに！

## 株式取得の事前届出制の導入など(案)

～独占禁止法等改正案について－6～

- ①独占禁止法等改正案が、3月11日、通常国会に提出されたが、継続審議となった。
- ②独占禁止法等改正案では、株式取得の際の届出(報告)制度が変更された。
- ③具体的には、「事後報告制から事前届出制への変更」、「届出(報告)が必要となる会社の規模にかかわる基準についての改正」、「届出閾値の改正」である。

## 株券電子化下の株主確認(情報提供請求)

### ～株券ペーパーレス化レポート No. 34～

- ① 2009年1月に予定されている株券電子化が実施されれば、発行会社による自社の株主の確認方法も大きく変更される。
- ② 主な方法としては、①総株主通知、②個別株主通知、③情報提供請求があるが、発行会社からの請求に基づく個別の株主の確認は、③情報提供請求によることとなるだろう。
- ③ 具体的には、発行会社が、確認の対象となる株主を特定した上で、振替機関(ほふり)に対して請求を行うこととなる。ただし、「正当な理由」がある場合しか請求は認められない。

### 金融商品取引所による排出権取引市場開設の解禁

#### ～2008年金商法改正関連シリーズ～

- ① 金融商品取引法等の改正法が6月6日に可決・成立し、6月13日に公布された。改正項目は多岐にわたるが、本稿では、金融商品取引所による排出権取引市場開設の解禁について説明する。
- ② 昨年12月に公表された金融審議会の報告は、取引所の機能の拡充・強化のために、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ等や、金融商品取引所グループによる排出権取引等の取扱いを提言していた。
- ③ 今回の改正では、金融商品取引所本体に、認可を条件に排出権取引市場の開設を解禁した。しかし、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ等は改正内容に盛り込まれていない。
- ④ 改正規定は、公布日である2008年6月13日から6ヶ月以内の政令で定める日から施行される。

### 銀行・証券会社等の利益相反の管理に関する改正法

#### ～2008年金商法改正関連シリーズ～

##### 【要約】

- ① 金融商品取引法・銀行法等の改正法が6月6日に可決・成立し、6月13日に公布された。改正項目は多岐にわたるが、本稿では銀行・証券会社等に課される利益相反管理体制整備について説明する。
- ② 昨年公表された金融審報告は、銀行・証券会社等に、利益相反を管理する方針を策定し、利益相反を抽出、管理することを求め、利益相反管理態勢を整備することを義務づけることを提言していた。
- ③ 改正により、銀行・証券会社等は、業務に関する情報を適正に管理し、業務の実施状況を適切に監視するための体制を整備することが義務付けられた。
- ④ 利益相反管理体制整備の規定は、他の改正規定とは異なり、公布日である2008年6月13日から1年以内の政令で定める日から施行される。

### ファイアーウォール規制の見直しに関する改正法

#### ～2008年金商法改正関連シリーズ～

- ① 金融商品取引法等の改正法が6月6日に可決・成立し、6月13日に公布された。改正項目は多岐にわたるが、本稿では、ファイアーウォール規制の見直しについて説明する。
- ② 改正前は、証券会社の取締役等がグループ銀行・保険会社等の取締役等を兼職することが禁止されていたが、改正によりこの兼職禁止が撤廃された。
- ③ 一方、金融審報告等でも提言されていた顧客情報の共有規制の見直しについては、改正法の規定では触れられていない。これは、顧客情報の共有規制は、法律ではなく内閣府令に規定されているためである。顧客情報の共有規制の見直しは、将来内閣府令が改正される際に行われると予想される。
- ④ 兼職禁止の撤廃は、他の改正規定とは異なり、公布日である2008年6月13日から1年以内の政令で定める日から施行される。

### 銀行等の業務範囲を拡大する改正法

#### ～2008年金商法改正関連シリーズ～

##### 【要約】

- ① 金融商品取引法・銀行法等の改正法が6月6日に可決・成立し、6月13日に公布された。改正項目は多岐にわたるが、本稿では、銀行等の業務範囲の拡大について説明する。
- ② 改正により、まず、銀行本体について、子会社である外国銀行の業務の代理・媒介や、投資助言業務、排出権取引などが新たに認められた。
- ③ また、銀行・銀行持株会社の子会社について、経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社(企業再生会社等を想定していると考えられる)が認められた。

- ④ さらに、銀行の兄弟会社について、銀行の業務の健全・適切な運営が確保されることを条件に、商品売買業務(商品現物取引)が認められた。
- ⑤ これらの銀行法等の改正規定は、公布日である2008年6月13日から6ヶ月以内の政令で定める日から施行される。

## ETFの多様化のための改正法

～2008年金商法改正関連シリーズ～

### 【要約】

- ① 金融商品取引法・投資信託法等の改正法が6月6日に可決・成立し、6月13日に公布された。改正項目は多岐にわたるが、本稿では、ETF(上場投資信託)等の多様化について説明する。
- ② 改正により、ETFに組入れ可能な現物資産の範囲を、改正前の「証券投資信託」から「主として換価の容易な資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託」に改正された。これは、ETFの投資対象を金などのコモディティにまで拡大する趣旨と考えられる。
- ③ また、改正法は、金融商品取引法上の投資運用業者が投資判断を行う場合は、商品投資顧問業者への投資判断一任義務を免除するなど、商品ファンド法の規制の適用を除外した。
- ④ これらの投資信託法等の改正規定は、公布日である2008年6月13日から6ヶ月以内の政令で定める日から施行される。

### 【30日】

#### 世界のM&A市場、規模縮小！

＜今日のニュースと「資本市場調査本部情報」(6月30日)＞

- ①2008年6月30日(月)朝刊、29日(日)朝刊、28日(土)朝刊・夕刊、27日(金)夕刊のうち、資本市場調査本部でレポートを出しているテーマ、口頭でコメントを出しているテーマなどを取り上げた。
- ②具体的には次のテーマを取り上げた。  
◇世界のM&A市場、規模縮小！

#### ベンチャーキャピタルの投資先の連結指針公表

～連結対象外とするための要件～

- ①ASBJ(企業会計基準委員会)は、2008年5月13日に企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」を公表した。
- ②適用指針では、ベンチャーキャピタル会社が投資先を連結対象外とするための要件を定めている。
- ③適用指針は、2008年10月1日以後開始する連結会計年度から適用される。ただし、2008年9月30日以前に開始する連結会計年度からの適用も可能とされている。

#### 保険法の成立

- ①「保険法」が、今年5月30日に成立した。
- ② 施行は、公布の日(今年6月6日)から2年以内の政令で定める日からとされている。
- ③ この保険法は、共済も適用対象とすることや、保険契約締結時の告知の方式を変更することなどを盛り込んでいる。

## ◇6 月中の新聞・雑誌記事等

掲載誌名	タイトル等	執筆者
「大和総研ニュース」 (2008年6月15日号)	制度研究「今年の株主総会の動向」	堀内 勇世
「旬刊 経理情報」 (2008年6月20日号)	「～米国の格付機関法施行から読み解く～ サブプライム問題後の新秩序はどこに向かうか」	吉川 満
「朝日新聞」 (2008年6月21日)	株主総会に関するコメント引用	堀内 勇世
「日刊工業新聞」 (2008年6月24日)	株主提案に関するコメント引用	堀内 勇世
「日本経済新聞」 (2008年6月25日)	「負ののれん代」に関するコメント引用	吉井 一洋
「毎日新聞」 (2008年6月28日)	株主提案の調査結果	堀内 勇世
「朝日新聞」 (2008年6月28日)	株主総会に関するコメント引用	堀内 勇世